

## 豊島区外国語観光ボランティアガイドの会会則

(名称)

**第1条** 本会の名称は豊島区外国語観光ボランティアガイドの会(以下「本会」という)とする。

(目的)

**第2条** 本会は、ボランティア活動を通して外国人観光客等に対し、豊島区内の施設案内、イベントでの案内及び、街めぐりガイド等を行うことにより、外国人観光客の地域理解や満足度の向上を図り、もって国際交流の推進、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

**第3条** 本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 団体、個人からの依頼または本会の主体的活動として外国人観光客等の案内を行う。
- (2) その他必要と認められる活動を行う。

(運営)

**第4条** 本会与一般社団法人豊島区観光協会は連携を密にとり、運営を相互に協力する。

(会員および入退会)

**第5条** 会員は本会の目的に賛同し、日本語と簡単な日常会話程度の外国語力を有する者で、入会届(様式第1号)を提出したのち、本会が承認した者とする。

- 2 会員は退会届(様式第2号)を提出したのち、任意に退会することができる。

(会費)

**第6条** 本会の経費は会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 会員の年会費は500円とし、ボランティア傷害保険代に充てるものとする。
- 3 会計年度は4月1日より翌年の3月31日とする。

(観光案内料)

**第7条** 観光案内料は無料とする。ただし、案内に際して必要な交通費、食費等の実費は利用者の負担とする。

(役員および役員会)

**第8条** 本会は、会員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 本会を代表し会務を統括する。
  - (2) 副会長(2名) 会長を補佐し会の運営にあたる。
  - (3) 幹事(若干名) 活動の企画、事務、会計等を行う。
  - (4) 監査(若干名) 会計監査を行う
- 2 役員をもって役員会を構成し、本会の運営に関し必要な事項を決定する
  - 3 役員の任期は2年とし再任は妨げない。
  - 4 本会は、必要に応じて名誉会長、顧問その他を置くことができる。

(総会)

**第9条** 総会は年1回開催し、事業、会計、運営事項等の審議や役員の選出を行う。ただし総会は必要に応じて随時開くことができる。

- 2 議事は出席者の過半数の同意により成立する。

(事務局)

**第10条** 本会の事務局は一般社団法人豊島区観光協会内に置く。

(その他)

**第11条** この会則に定めのない事項及び会則の改廃、運営、活動に際しての必要な事項は役員会にて別途定める。

**附則** この会則は、平成27年11月2日から施行する。

## 豊島区外国語観光ボランティアガイドの会入会申込書

豊島区外国語観光ボランティアガイドの会 御中

私は、貴会の会員として入会を希望するので会則第5条の規定に基づき入会申込書を提出します。

なお、私は現在、暴力団、暴力団関係者等の反社会的勢力のいずれでもなく、また同勢力の個人及び団体との関係もなく、かつ将来にわたっても該当しないことを表明するとともに、貴会の運営に支障をきたす行為を行わないことを確約します。

住所：〒 \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

年齢： \_\_\_\_\_ 性別： \_\_\_\_\_

年 月 日

電話番号：
携帯番号：
FAX番号：
メールアドレス 携帯： _____ PC： _____
対応言語：
資格・経験：
活動希望曜日：土曜・日曜・祝日・ _____ 曜日 (○印をお付け下さい。活動の基本は土日祝日ですが、それ以外にもご希望曜日があれば併せてご記入ください)
アピールポイントほか：

本会の取得する個人情報は、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。